

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップ

概要版

- | | | |
|---------------|-----------------------------|---------------|
| 1 紙 | 13 カーペット | 24 複写機 |
| 2 ガラスびん | 14 布団 | 25 ガス・石油機器 |
| 3 スチール缶 | 15 乾電池・ボタン電池 | 26 繊維製品 |
| 4 アルミ缶等 | 16 小形二次電池等 | 27 潤滑油 |
| 5 プラスチック | 17 自動車用鉛蓄電池及び二輪
自動車用鉛蓄電池 | 28 電線 |
| 6 自動車 | 18 カセットボンベ | 29 建設資材 |
| 7 オートバイ | 19 エアゾール缶 | 30 浴槽及び浴室ユニット |
| 8 タイヤ | 20 小型ガスボンベ | 31 システムキッチン |
| 9 自転車 | 21 消火器 | 32 携帯電話・PHS |
| 10 家電製品 | 22 ぱちんこ遊技機等 | 33 蛍光管等 |
| 11 スプリングマットレス | 23 パーソナルコンピュータ及び
その周辺機器 | 34 自動販売機 |
| 12 オフィス家具 | | 35 レンズ付フィルム |

平成18年10月17日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

1. 紙

○ガイドラインの概要

1. 古紙利用の促進

①数値目標

平成22年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率62%の達成を図る。

②古紙利用の拡大

③再生紙等の利用の拡大

④古紙他用途利用の拡大

2. 古紙回収の促進

①オフィス古紙の回収の促進

②集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

③家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

3. 紙製容器包装に係る取り組みの促進

①飲料用紙製容器(紙パック)のリサイクル促進

②その他紙製容器包装のリサイクル促進

③段ボール製容器包装のリサイクル促進

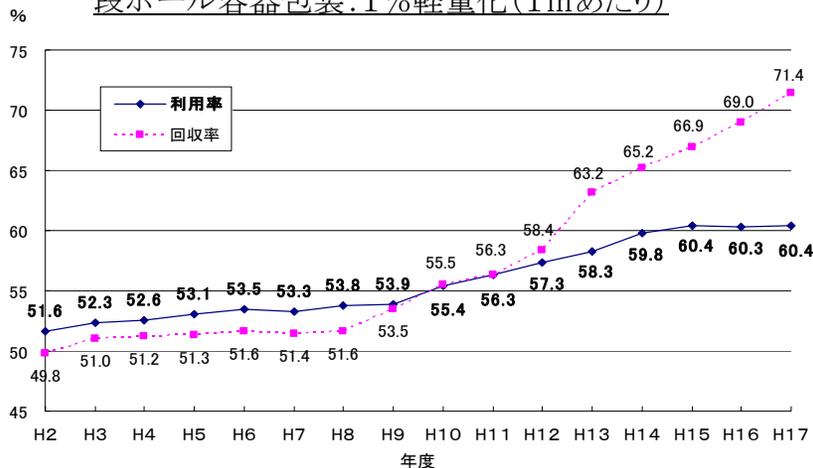
④識別表示

・リデュースの取組(平成22年度目標:平成16年度比)

飲料用紙容器:1%軽量化

その他紙製容器包装:2%削減(重量ベース)

段ボール容器包装:1%軽量化(1㎡あたり)



○取組の進捗状況(抜粋)

1. 古紙利用の促進

- ・古紙利用率目標を、平成18年4月より「平成22年度までに62%」に上方修正。なお、平成17年度の実績は60.4%。(平成16度は60.3%)
- ・講習会の実施、パンフレットの配布、工場見学等を通じ、再生紙等の利用の拡大に向け普及・啓発を行った。
- ・古紙他用途利用の調査を実施(古紙利用量 H17年25.8万トン)

2. 古紙回収の促進

- ・オフィス古紙回収講習会、家庭系古紙分別講習会の実施
- ・古紙標準品質規格の主要銘柄に「オフィスペーパー」「雑がみ」を設定し、分別排出基準を設定。

3. 紙製容器包装に係る取り組みの促進

- ・紙製容器包装リサイクル推進協議会、飲料用紙容器リサイクル協議会、段ボールリサイクル協議会と、他5団体による「3R推進団体連絡会」を結成し、「容器包装の3R推進のための自主行動計画」を策定。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 古紙利用の促進

- ・(財)古紙再生促進センターの活動支援を通じて古紙品質向上に取り組み、印刷情報用紙への古紙利用を進め、古紙利用率を高める。

2. 古紙回収の促進

- ・「オフィスペーパー」の分別基準の普及を通じて、オフィス古紙の回収促進を図る。
- ・家庭系古紙の適切な分別回収を促進するため、講習会を開催する。
- ・「雑がみ」の分別基準の普及を通じて、家庭やオフィスからの雑がみの回収促進を図る。

3. 紙製容器包装に係る取り組みの促進

- ・紙製容器包装に係る3R推進の普及啓発を行う。
- ・紙パック識別表示に「洗って開いてリサイクル」の標語併記を奨励する。
- ・段ボールの識別表示の実施率調査を行う。また、識別表示について統一を図る。

2. ガラスびん

○ガイドラインの概要

1. リサイクルの促進

- ①数値目標 **平成22年度にガラスびんにおけるカレット利用率91%**の達成を目指す。
- ②異物除去装置等の導入・普及
- ③リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進
- ④その他色カレットを90%以上用いるエコロジーボトルの利用を推進

2. カレットの新規用途の開発、拡大

- ①新規用途品の市場開拓及び供給能力を拡大
- ②公共分門での需要拡大のための検討

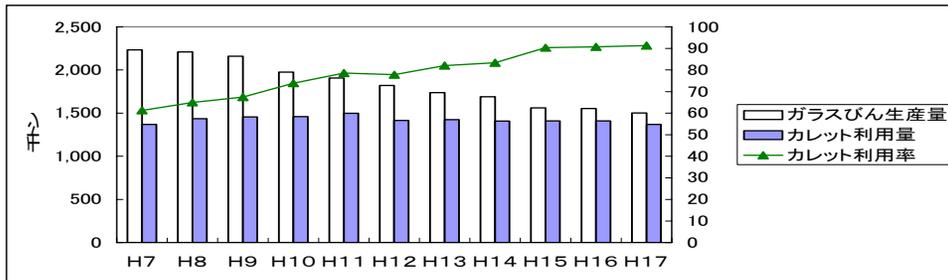
3. カレットの品質向上

自治体、消費者に対しガラスびんの分別の品質の向上を図るよう要請、協力の呼びかけ

4. リデュース、リユースの推進

- ①軽量びんの開発、普及
2004年比で2010年までに1本あたり1.5%軽量化を目指す。
- ②統一規格びんの普及方策及びリユースを考慮した目標を検討

ガラスびん生産量、カレット利用量、カレット利用率推移



	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ガラスびん生産量	2,233	2,210	2,160	1,975	1,906	1,820	1,738	1,689	1,561	1,554	1,501
カレット利用量	1,369	1,436	1,456	1,459	1,498	1,416	1,425	1,408	1,410	1,409	1,370
カレット利用率	61.3	65.0	67.4	73.9	78.6	77.8	82.0	83.3	90.3	90.7	91.3

単位: 千トン、%

資料: 「ガラスびん生産量」…経済産業省「窯業・建材統計」
「カレット使用量」…日本ガラスびん協会(大手びんメーカー5社で組織)資料及び
ガラスびんフォーラム(びんメーカー12社で組織)資料

「カレット利用率」…「カレット使用量」÷「ガラスびん生産量」

(出典: ガラスびんリサイクル促進協議会HP (<http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>))

○取組の進捗状況(抜粋)

1. リサイクルの促進

数値目標

カレット利用率 平成17年度91.3%

← 平成16年度 90.7%

業界統一カレット受入品質規格改定(平成15年10月移行)

「エコロジーボトル」のPR (継続)

2. カレットの新規用途の開発、拡大

カレット需要動向把握システムの開発

3. カレットの品質向上

異物混入状況等に応じたランク付け、品質基準を示したパンフレットの配付(継続)

4. リデュース、リユースの推進

再使用促進の表示「R」マークの導入・統一規格びんの採用(継続)

○今後講じる措置(抜粋)

1. リサイクルの推進

カレット利用率: 平成22年度に 91% の目標

達成を目指す。

3. スチール缶

○ガイドラインの概要

1. リサイクル・リデュースの推進

①数値目標

スチール缶リサイクル率85%以上

②総合的リサイクルの推進、薄肉化・軽量化(目標年次平成22年度に平成16年度実績比2%の軽量化)を目指す

③製鋼原料としての利用拡大

④容器包装リサイクル法と連携したリサイクル対策の推進

2. 今後の事業活動について(スチール缶リサイクル協会)

容器包装リサイクル法と連携して、スチール缶リサイクル協会の推進してきた社会システム構築維持のため、啓発を重点推進

①再資源化対策 ②美化・散乱対策 ③普及啓発対策

○取組の進捗状況(抜粋)

1. リサイクル率の上昇

平成17年 **88.7%** ← 平成15年87.5%・平成16年87.1%

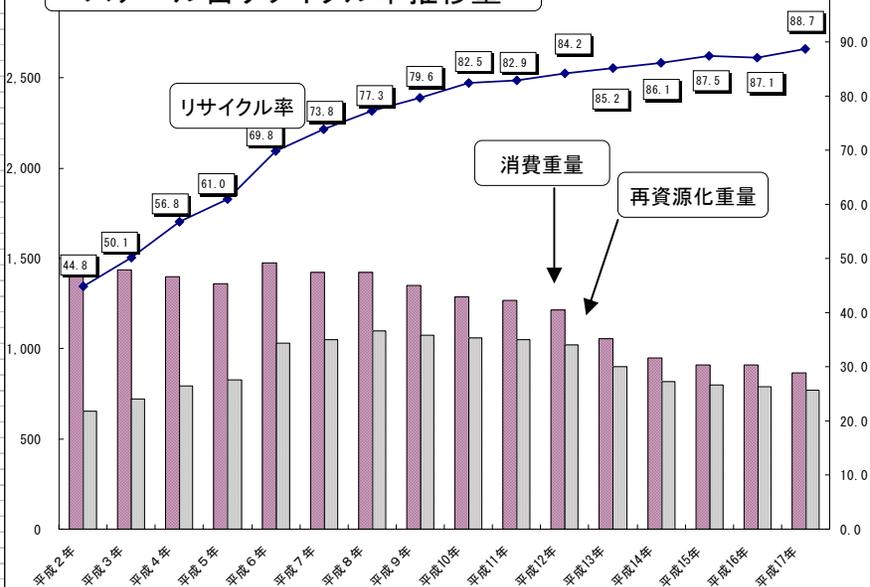
2. 普及・啓発活動

- ①記者説明会、インターネット、パンフレットなどを通じた広報活動
- ②研究会・フォーラムの開催(資源化研究会累計78回開催他)
- ③資源化施設見学会の実施

3. その他

- ①素材の薄肉化、軽量化を図り、過去30年間で重量を缶別2割～6割削減
- ②自治体向け資源化設備などについてリサイクルマニュアルを作成、配布
- ③相談室におけるコンサルティングの実施
- ④美化キャンペーンや環境教育イベントを通じた啓発活動実施

スチール缶リサイクル率推移量



○今後講じる措置(抜粋)

〈特に取り組むべき事項〉

スチール缶リサイクルは既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されているため、引き続き達成状況を維持すべく体制維持に重点をおくとともにスチール缶リサイクルの普及・啓発に努める。

容器包装廃棄物の3R推進のため、容器包装リサイクルに係る関係団体と共同で、主体間連携に資する取り組みを推進する。

4. アルミ缶

○ガイドラインの概要

1. 再資源化の促進

- ①リサイクル率85%以上を維持する。
- ②回収ルートを整備活動等を実施し、自治体ルート以外での回収について、平成22年度までに回収割合50%を目指す。
- ③薄肉化・軽量化の検討を行い、平成22年度までに平成16年度実績比で1%の軽量化を目指す。

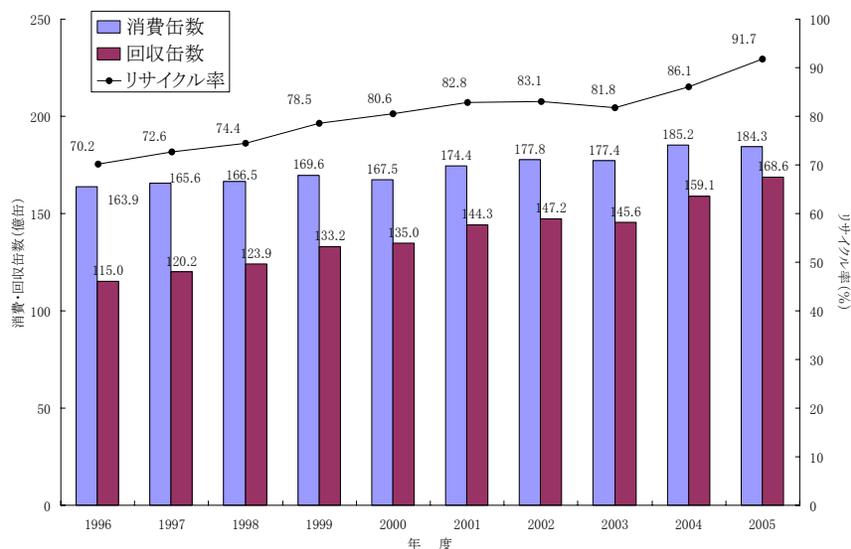
2. 持続性のある再生資源利用の促進

CAN TO CAN再生資源化の維持、拡大等を図り、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用を促進し、缶材への再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。

3. 調査活動

国内外におけるリサイクル実態の調査を行う。

アルミ缶リサイクル率の推移(最近10年間)



○取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化の促進

- ①アルミ缶回収・再資源化率 平成17年度**91.7%**(平成16年度86.1%)
- ②自治体、学校、スーパーマーケット等回収協力者に対し、パンフレットの提供等を実施。事業系ルートでの回収率向上を目指し、実態把握、方策検討のためのWGを設置。
- ③更なる薄肉化・軽量化に向けて、委員会を設置し検討中。

2. 持続性のある再生資源利用の促進

- 再資源利用率 平成17年度**55.6%**(平成16年度52.3%)
- CAN TO CAN 率 平成17年度**57.3%**(平成16年度61.7%)

3. 調査活動

飲料用アルミ缶回収の実態調査等を実施。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 再資源化の促進

- ①リサイクル率の維持、更なる向上に向けた活動を実施。
- ②関係業界と連携の上、回収ルート等の整備を実施。
- ③薄肉化、軽量化によるリデュースを促進。

2. 持続性のある再生資源利用の促進

引き続きアルミ缶用材料における再生資源利用の確保。

3. 調査活動

国内外におけるリサイクル実態の調査を行う。

5. プラスチック

○ガイドラインの概要

1. リサイクルの促進

数値目標

- ①飲料用・しょうゆ用ペットボトルの回収率80%以上 (H26年度まで)
- ②発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材 (EPS) 等のリサイクル率75% (※サーマルを含む) の達成 (H22年度まで)。
- ③農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率70% (※サーマルを含む) の達成 (H18年度)。
- ④塩ビ製管・継手のリサイクル率70%の達成 (H22年度まで)。

2. ケミカルリサイクル等の推進

- ①プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元などを引き続き推進する。
- ②ハロゲン含有プラスチックのケミカルリサイクルも含めたフォローアップを継続する。

3. エネルギー回収利用の推進

- ①廃プラのエネルギー回収の普及。

4. プラスチック廃棄物の減量化

- ①包装材料削減の推進 (詰め替え製品の促進なども含む)。
- ②広報・普及等の推進。
- ③識別・材質表示の徹底・促進。

5. その他

- ①組立加工製品製造業との連携。
- ②バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用

○取組の進捗状況 (抜粋)

1. リサイクル率の上昇

- ①ペットボトル回収率 H17年 63.7% (H16年 62.3%)
- ②EPSリサイクル率 H17年 71.1% (H16年 69.3%)
- ③農ビリサイクル率 H15年 約60% (H11年 51%)
- ④塩ビ管・継手リサイクル率 H17年度 60.5% (H16年 56.1%)

2. リサイクルの促進

- ①廃プラスチックの回収・有効利用を促進し、リサイクル率の向上を目指す。
- ②プラスチックリサイクルに係る技術開発を行う。
- ③産業系廃プラスチックの再資源化に係るLCAを実施し、マテリアルリサイクルが環境負荷の軽減を図る上での有効な一手法であるとの結果を得た。
- ④ペットボトルについて、平成22年度までに平成16年度比1本当たり重量の3%削減を目指す。
- ⑤バイオマスプラスチック製品及び生分解性プラスチック製品の識別表示制度を運用
- ⑥スーパー・量販店店頭にてトレイの自主回収を実施 (平成17年度 11,601t)

3. プラスチック廃棄物の減量化

- ①プラスチック製容器包装について、平成22年度までに平成16年度実績比で3%削減を目指す。

4. 普及・啓発活動

- ①パンフレット作成・配布、メルマガの配信などによる普及・啓発。
- ②プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けツールを作成し、ホームページ上で公開。
- ③リサイクルイベント等の開催。

○今後講じる措置 (抜粋)

1. リサイクルの促進

- ①ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施
- ②契約中間処理会社の設置の全国展開 (塩ビ管・継手)。
- ③FRPリサイクル技術の開発。

2. エネルギー回収利用の推進

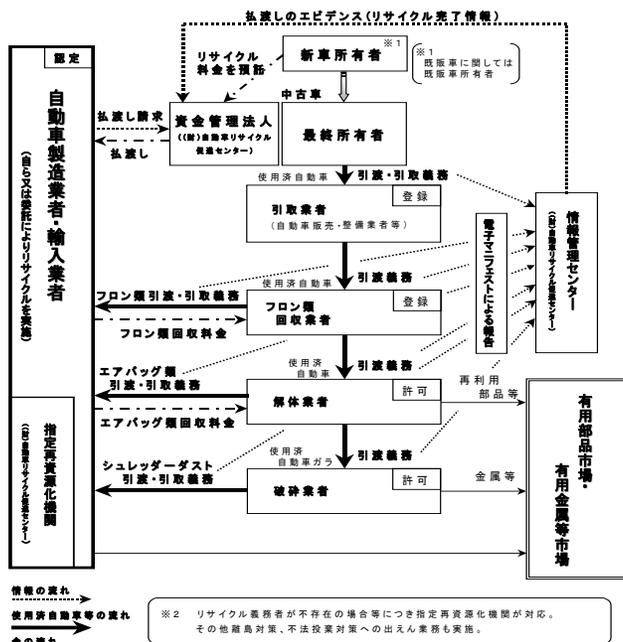
- エネルギー回収利用の手法をエコ効率的評価の中で他の手法と比較調査する。

6. 自動車

○ガイドラインの概要

- (1)自動車リサイクル法の円滑な施行
- (2)数値目標
 - ①自動車リサイクル法に基づくASRリサイクル率の早期達成
 - ①の達成により、使用済自動車のリサイクル率は推定でH17年**85%以上**、H27年以降は**95%以上**となる。
 - ②鉛使用量(バッテリーを除く)をH18年1月以降H8年比の**概ね10分の1以下**(大型商用車は4分の1以下)
 - ③水銀使用(一部を除き)をH17年1月以降**禁止**
 - ④六価クロム使用をH20年1月以降**禁止**
 - ⑤カドミウム使用をH19年1月以降**禁止**
- (3)シュレッダーダストの発生抑制等の設計・製造段階での3Rへの配慮
- (4)シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類のリサイクル法に基づく適正処理。
- (5)リユース部品の利用の促進。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



○取組の進捗状況 (抜粋)

1. 自動車リサイクル法施行全般

- ①関連事業者の登録・許可状況については、本年3月末時点において引取業者が87,513社、フロン類回収業者が23,450社、解体業者が6,279社、破砕業者が1,239社それぞれ都道府県等の登録又は許可を取得。
- ②平成15年に(財)自動車リサイクル促進センターが設立され、リサイクル料金の預託、電子マニフェスト等のリサイクルシステムを運営。継続的な安定稼動を推進している。
- ③シュレッダーダストのリサイクルについては、ARTとTHチームの2チームに分かれ競争をしつつリサイクルを実施中。
- ④フロン類、エアバッグ類については、(有)自動車再資源化協力機構(以下「自再協」)を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクルおよび破壊を実施中。

2. 自主的な取組み等

- ①自動車リサイクル法に基づくASRのリサイクル率について**H17年度実績は約50~70%で、05年~09年の目標である30%を早期にクリア**。
 ※これにより、同年度の車両のリサイクル率は推定で**90%以上**に達した
- ②自動車業界は以下の3点について自主的に取り組んでいる。
 - イ.商用車架装物リサイクル(リサイクル設計の推進、環境負荷物質使用削減等)
 - ロ.環境負荷物質削減(鉛、水銀、六価クロム、カドミウム)
 (平成17年、乗用車36モデル中29モデルで鉛の使用を平成7年比の1/10達成、また、平成17年1月以降、全ての新型モデルで達成済み)
 - ハ.二輪車リサイクル(別掲)

○今後講じる措置 (抜粋)

- ①自動車リサイクル法の円滑な運用に向けた取組。

7. オートバイ

○ガイドラインの概要

1. オートバイのリサイクルシステムの構築

- ・二輪車製造業者等が関係事業者の協力を得て、リサイクルネットワークを自ら構築し、円滑に実施する。
- ・二輪車製造業者等は新たに販売する車輛にリサイクルマークを付して販売する。

2. リサイクル率の向上、有害物質の使用量削減

数値目標

- ① 新型車のリサイクル可能率目標 90%以上
- ② 新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)をH18年1月以降60g以下(210kg車重量)とする。
- ③ 水銀使用をH16年以降禁止
- ④ 六価クロム使用をH20年1月以降禁止
- ⑤ カドミウム使用をH19年1月以降禁止
- ⑥ 全てのオートバイのリサイクル率目標: 85%以上
- ⑦ H27年度以降は全てのオートバイのリサイクル率目標: 95%以上

○取組の進捗状況(抜粋)

1. H16年10月からリサイクルシステム稼働中

- ① 廃棄二輪車について指定引取窓口(190ヶ所)、廃棄二輪車取扱店(約15,000店)、処理・リサイクル施設(14ヶ所)を設置
- ② リサイクルシステム稼働後、販売される車輛に二輪車リサイクルマークを付して販売する。稼働前に販売された二輪車は、廃棄時にリサイクル料金を支払って引き取る。

H17年度 引取り累計数 3,267台
リサイクル率 84.8%

2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」等の実施中

- ① H17年市場投入モデルの全8モデルで90%以上のリサイクル可能率を達成(ISO基準のマテリアルリサイクル率)
- ② H17年市場投入新型モデルの全8モデルで鉛使用目標達成

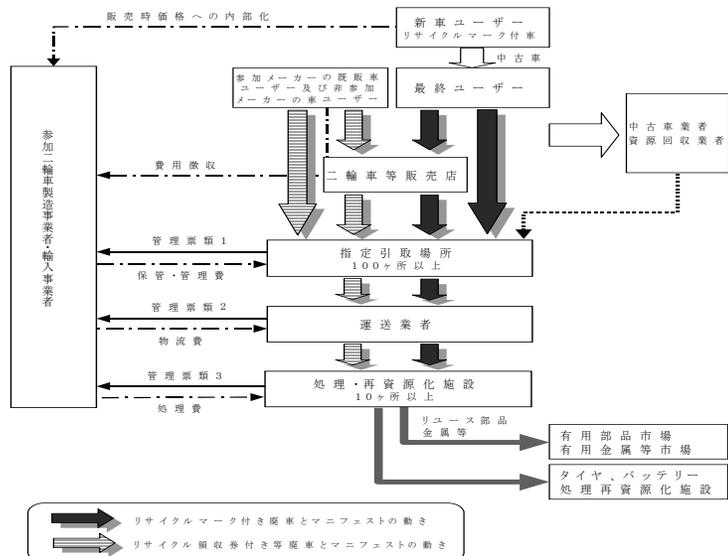
3. 新規開発モデルの3R事前評価を実施中

- ① リデュース: 材質変更や部品小型化による軽量化
- ② リユース・リサイクル: 廃バンパー材やリサイクルPP材等の適用や、樹脂部品の材料表示等による易解体性の向上

○今後講じる措置(抜粋)

1. 二輪車リサイクル自主取組の更なる周知徹底

- 仕組みの広報・理解普及活動を継続して実施。
- ・各種イベント・展示会等を通じたPR展開および自治体との連携による住民広報展開により、更に幅広くユーザー認知度の向上を目指し、社会定着化を図る
 - ・信頼性の高い仕組みへの排出を希望する自治体や事業者に対し、より利用しやすい仕組みとなるよう大量排出車輛の受入れシステムの構築を検討する。
 - ・システムの安定的な運営に活かすため、中古車輸出業者、買取専門業者、オークション業者など関連事業者に対する調査・ヒアリングを継続的に実施し二輪中古車の流通動向を把握する。



8. タイヤ

○ガイドラインの概要

1. 回収・処理ルート of 構築等

- ①解体業者が収集・運搬業者などに円滑に廃タイヤを引き渡せるようネットワークへの参加等を促進。
- ②廃タイヤの適正処理の促進、ネットワークにおけるマニフェスト制度の着実な推進。
- ③回収・リサイクル実績の公表。

2. リデュース・リサイクル・リユースへの取組の促進

- ①目標
平成17年までにリサイクル率を**90%以上**に向上。
- ②更生タイヤの使用促進等。
- ③マテリアルリサイクルの拡大等。

タイヤの回収・リサイクルの状況

1. ルート別発生量

本数=百万本、重量=千t、○/前年比=%

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	前年比
		本数	重量	本数	重量	本数	重量
タイヤ取替時	本数	83	82	78	80	84	105.0
	重量	860 (81)	835 (80)	806 (78)	827 (79)	871 (85)	105.3
廃車時	本数	24	24	25	23	16	69.6
	重量	199 (19)	205 (20)	224 (22)	216 (21)	151 (15)	69.9
合 計	本数	107	106	103	103	100	97.1
	重量	1,059 (100)	1,040 (100)	1,030 (100)	1,043 (100)	1,022 (100)	98.0

2. リサイクル状況

重量=千t、構成比/前年比=%

		2001年		2002年		2003年		2004年		2005年		前年比		
		重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比	重量	構成比			
リサイクル利用	国内	原形・加工利用	更生タイヤ台用	43	4	41	4	36	4	33	3	35	3	106.1
			再生ゴム・ゴム粉	98	9	93	9	97	9	120	12	103	10	85.8
			その他	40	4	40	4	39	4	25	2	22	2	88.0
		小 計 (A)	181	17	174	17	172	17	178	17	160	15	89.9	
	熱利用	熱利用	セメント焼成用	316	30	284	27	240	23	213	20	181	18	85.0
			中・小ボイラー	70	7	66	6	23	2	15	2	12	1	80.0
			製鉄	90	8	55	5	48	5	52	5	51	5	98.1
			ガス化炉	-	-	-	-	-	-	8	1	27	3	337.5
			金属製錬	30	3	26	3	20	2	11	1	10	1	90.9
			タイヤメーカー工場用	55	5	56	6	42	4	30	3	24	2	80.0
	海外	輸出 (更生タイヤ台用・中古タイヤ等) (c)	製紙	70	7	86	8	70	7	130	12	210	21	161.5
			発電(タイヤメーカー工場以外)	6	1	6	1	8	1	9	1	9	1	100.0
		小 計 (B)	637	61	579	56	451	44	468	45	524	52	112.0	
	輸出 (更生タイヤ台用・中古タイヤ等) (c)	120	11	148	14	268	26	270	26	213	21	78.9		
	リサイクル利用合計 (A+B+C)	938	89	901	87	891	87	916	88	897	88	97.9		
その他	埋め立て	埋め立て	17	2	31	3	37	3	34	3	32	3	94.1	
		流通在庫等	104	9	108	10	102	10	93	9	93	9	100.0	
		小 計 (D)	121	11	139	13	139	13	127	12	125	12	98.4	
	合 計 (総発生量A+B+C+D)	1,059	100	1,040	100	1,030	100	1,043	100	1,022	100	98.0		

出典：社団法人日本自動車タイヤ協会

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収・処理ルートの整備等

- ①解体業者状況調査等の実施。
- ②排出者から再生・熱利用先までの管理名簿の定期的なメンテナンス、大口利用先の維持・開発、野積タイヤの処理状況把握等、マニフェスト制度の指導。
- ③適正処理体制の整備のため、インストラクターを養成し、更にフォローアップ研修を実施。
- ④回収・リサイクル実績のプレス発表。

2. リサイクル・リユースへの取組の促進

- ①平成17年リサイクル率 **88%**
- ②3R推進委員会及びテーマ別部会において検討を実施。

○今後講じる措置(抜粋)

- ①広域認定に向けた事前作業として、マニフェストの徹底と再生・熱利用先までの管理名簿の拡充。
- ②社団法人日本自動車タイヤ協会原状回復支援制度の適用を全国的に積極的に展開。
- ③3R推進委員会及びテーマ別部会の計画に基づく検討。
- ④その他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

9. 自転車

○ガイドラインの概要

1. 設計・製造段階での3Rへの配慮

- ①3R配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化された部品の利用に努める。
- ②電動アシスト自転車の二次電池の取り外し容易化、表示を推進する。

2. リサイクルの推進

平成13年度に設定したリサイクル可能率の目標値67%の達成を図る。

3. 使用済自転車の回収及び放置自転車処理対策

- ①自転車販売店と地方自治体等の連携により、販売店における使用済み自転車引取りを推進する。
- ②自転車販売店による共同回収処理事業実施地域の拡大を図る。
- ③放置自転車処理の推進を図るため地方公共団体へ協力する。

4. 広報・啓発活動の推進

- ①駅前放置自転車の未然防止のためのキャンペーンを推進する。
- ②自転車の長期使用の啓発・普及のため、学校、駅等で安全点検事業を推進する。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 設計製造段階での3Rへの配慮

- ①環境配慮型製品の技術開発として、電動アシスト自転車用電子部品の鉛フリー化等を実施した。
- ②自転車に関する環境負荷物質使用実態を調査・把握した。
- ③「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」(平成14年3月策定)に環境負荷物質の使用に関する配慮事項等を追記するなどの改定を施した。

2. リサイクルの推進

- ①リサイクル可能率として設定済みの目標値67%の達成状況及び目標値の妥当性等について検討した。
- ②「小形二次電池再資源化推進センター」を通じ、電動アシスト自転車メーカーが二次電池のリサイクルを実施した。

3. 使用済自転車の回収及び放置自転車処理対策

- ①東京都及び神奈川県自転車商組合が使用済自転車の小売店による集団店頭巡回回収事業を実施した。
- ②堺市自転車製造卸協同組合が堺市と連携協力し、使用済自転車の回収事業を実施した。

4. 広報・啓発活動の推進

- ①放置自転車未然防止のため、主要駅前41カ所で、広報・啓発活動を実施した。
- ②全国の小売店、学校などで自転車安全整備事業を実施し、自転車の長期使用の啓発・普及に取り組んだ。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 設計・製造段階での3Rへの配慮

- ①資源有効利用促進法の製品指定も視野に入れ、長寿命化設計された部品の利用を拡大し、自転車のロングライフ化を推進する。
- ②電動アシスト自転車に使用する二次電池の取り外し容易化を図るため、具体的な方策を検討する。
- ③自転車の3Rの設計・製造段階での取組状況及び効果についてホームページや製品カタログ等を活用し、消費者への訴求を行う。

2. リサイクルの推進

リサイクル推進策に関し、達成指標を含め新たな観点で内容を検討する。

3. その他

使用済み自転車の小売店等による回収及び放置自転車対策のための広報・啓発活動を引き続き推進する。

10. 家電製品

○ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

- ①製品アセスメントの実施
「家電製品アセスメントマニュアル」(平成18年5月に第4版を発行)に基づいた製品アセスメントの実施
- ②製品アセスメントの実施状況の広報
- ③プラスチック等のリサイクル対策の促進

2. 廃棄段階における対策

- ①特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、現行の同法上の再商品化率以上の再商品化を目指す。
- ②特定家庭用機器からの冷媒フロン、断熱材フロン回収
- ③シュレッターダスト対策

3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発

4. 長期利用の促進

- ①家電製品の修理機会をより長期間提供するための方策の検討
- ②家電修理技術者の育成による修理体制の充実
- ③長期使用製品の安全点検の普及啓発
- ④適正な修理価格の設定
- ⑤保険の活用

5. その他

- ①鉛使用量の削減
- ②フロン使用量の削減

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

取組事例集等について(財)家電製品協会のホームページの内容を充実させ公表。平成16年度新たに推奨する材質マークや解体性向上のマークを制定し、製品アセスメントマニュアル第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表した。

2. 廃棄段階における対策

①平成17年度実績(カッコ内は平成16年度の数値)		
	処理台数	再商品化率
	エアコン199万台(181万台)	84%(82%)
	テレビ 385万台(378万台)	77%(81%)
	冷蔵庫 281万台(281万台)	66%(64%)
	洗濯機 295万台(279万台)	75%(68%)
	計 1160万台(1119万台)	

- ②冷媒フロンについては、エアコン1122トン、冷蔵庫311トンを回収。
- ③易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DfE)を推進している。

3. その他

長期利用の促進の一環として、消費者が製品を安全に使用するための「警告表示のあり方」についてガイドラインを策定。さらに、「家電品を安全に使うためのマーク」のパンフ発行、及び講習会テキスト「家電製品と点検技術」を改訂・発行

○今後講じる措置(抜粋)

1. 製品アセスメントの実施状況の広報

「家電製品製品アセスメントマニュアル第4版」の英語・日本語概要版を作成、合わせて、ホームページへの掲載を計画。

11. スプリングマットレス

○ガイドラインの概要

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

製造事業者における再生可能材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離分解の容易化を考慮した「製品アセスメントマニュアル」の作成。

2. 廃棄段階における対策

- ① 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築に関して全都清との協議を進める。
- ② 合理的な処理方法を検討し、リサイクルシステムの構築を図る。

3. 広報活動の促進

- ① 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置。
- ② 処理に関する広報を行う。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化等を考慮した製品アセスメントの推進を要請。

2. 廃棄段階における対策

- ① 平成15年12月の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、広域的な処理が可能となったため、工業会加盟各社が共同して実施する仕組みについて検討中。
- ② 国内における使用済みスプリングマットレスの市場実態等に関する調査を実施(平成16年度)。
- ③ 処理技術等の実証実験及びシステムの経済性評価等に関する調査を実施しリサイクルコスト、環境への影響等の観点から合理的な回収・リサイクルシステム構築の方向性について検討。また、使用済みスプリングマットレスの引取、引渡処理等の実態調査を実施(平成17年度)。
(②及び③の調査は全日本ベッド工業会の協力を得て経済産業省において実施。本調査の結果を踏まえて、工業会で更に検討を進めているところ。)

3. 広報活動の促進

全日本ベッド工業会において、消費者・販売事業者等からの問い合わせへの対応を実施。

○今後講じる予定の措置(抜粋)

1. 減量化・処理の容易化のための事前対策

製品アセスメントの検討及び啓発普及活動の実施。

2. 廃棄段階における対策

関係者間の協議を進めるとともに、昨年度までの調査結果を踏まえて、合理的な回収・リサイクルシステムの構築に向けての検討を進める。

3. 広報活動の促進

消費者等からの相談への対応及び情報提供の実施。

12. オフィス家具

○ガイドラインの概要

1. 3R容易化のための事前評価の推進

JOIFA製品アセスメント第3版等に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施。

オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示を実施。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

「JOIFA番号使用規程」において製品の回収等の手続きの明確化を図り、回収、保証、修理等を適切に進めることでオフィス家具の3Rを推進。

JOIFA相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。

3R基盤整備状況等に関する調査を行い、3R促進に向けての今後の在り方について検討。

3. 表示に関する研究

JOIFA会員が製品アセスメントを実施した製品には「JOIFA番号」を表示。

「JOIFA番号」のPR方法について引続き検討。

*JOIFA：(社)日本オフィス家具協会
(JAPAN OFFICE INSTITUTIONAL FURNITURE ASSOCIATION)の略

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R容易化のための事前評価の推進

「オフィス家具の環境対策ガイドライン」に基づき、会員企業は製品アセスメント及びプラスチック材質表示を実施。

新たな基準の制定等を踏まえて「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を改訂中。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

「オフィス家具廃棄回収規程」を廃止し「JOIFA番号使用規程」を策定。

「JOIFA番号」に基づき製品の回収、保証、修理及び問い合わせへの対応等を実施。

3Rの実施状況に関する調査等を踏まえ、06年3月に「3R整備促進活動報告」を作成。

3. 表示に関する研究

金属製収納家具・事務用机等につき、資源有効利用促進法等の規程に即している製品に「JOIFA番号」を表示。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 3R容易化のための事前評価の推進

「JOIFA環境自主行動計画」の改訂について検討。

2. 回収ルートの整備及び3Rの促進

引続き、「JOIFA番号」に基づく製品の回収、保証及び修理等を実施。

3Rの実施状況に関する継続的な調査や回収・リサイクルの流通実態の把握等を踏まえて、オフィス家具の3R推進に向けての具体的な方策について検討。

3. 表示に関する研究

「JOIFA番号」の適切な表示に努めるとともに、積極的な周知活動を図る。

13. カーペット

○ガイドラインの概要

1. リデュースの推進

- カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、日本カーペット工業組合は、毎年組合員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や、取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組合員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。

<リデュースの推進(目標)>			
	平成13年度	平成18年度 (5年後)	削減率
年間生産量 (a)	194,216	194,000	---
製造工程における廃棄物量 (b)	10,875	8,698	20%
製造工程原料屑の発生率 (b/a)	5.6	4.5	---

※5年後の数値は平成11～13年(3年間)のカーペット生産量の動向から推定しています。

2. リユースの推進

- 洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について、組合で調査し、技術の積極的な活用によりリユースを推進する。

3. リサイクルの推進

- 使用済みのカーペットについて、リサイクルを行うための調査・研究を行う。

4. 広報・啓発活動の推進

- 日本カーペット工業組合に「3R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3Rに関する相談等に応じる。
- 各地、各事業者のカーペットの3Rに対する取組事例調査等を、日本カーペット工業組合のリサイクル委員会を中心に行う。

○取組の進捗状況(抜粋)

<リデュースの推進>

- カーペット製造工程における廃棄物量:平成17年度(平成16年度)年間生産量 177,937t (177,052t)
廃棄物量 8,718t (9,319t)
発生率 4.9% (5.3%)
削減率(13年度比) 20.8% (14.3%)

<リサイクルの推進>

- グリーン購入法特定調達品目として、タフテッドカーペットとタイルカーペットが追加されたが、各社適合商品を試作中。

<広報・啓発活動の促進>

- 日本カーペット工業組合において、平成17年度は、技術調査・勉強会を2回、リサイクル委員会を5回開催し、組合内の啓発に努めた。

○今後講じる措置(抜粋)

<リデュースの推進>

- 「カーペット製造工程における廃棄物量」については、ガイドラインに従い、引き続き目標達成に向けて努力する。

<リサイクルの推進>

- 使用済みカーペットの回収方法及び回収したカーペットのリサイクル手段の調査・研究について、引き続き取り組む。

<その他>

- 「繊維製品3R推進会議」において、「カーペットの3R推進アクションプラン」のフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

14. 布団

○ガイドラインの概要

1. リデュースの推進

ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進する。具体的には、製造工程の原材料くずの発生率を平成13年度の約4.5%から4%以下へ、詰めもの(中わた)の原材料くずの再生利用率を、平成13年度の約50%から60%以上にする。

2. リユースの推進

関係業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。

3. リサイクルの推進

- ①リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入を検討する。
- ②使用済みふとんのリサイクル用途の開発を検討する。
- ③使用済みふとんの回収システムの構築を検討する。

4. その他

- ①消費者への普及啓発活動を推進する。
例)・「ふとんの日」(2月10日)、「ふとんを贈る日」(敬老の日)にあわせた、啓発活動の実施
・全日本寝具寝装品協会ホームページを通じた、ふとんリサイクル事業の情報提供
- ②業界への啓発活動を推進する。
例)・全日本寝具寝装品協会の機関紙を通じた、リサイクルに関する情報提供
- ③使用済みふとんの廃棄に関する、消費者や地方自治体の意識・行動の調査研究を行う。

○取組の進捗状況(抜粋)

<リデュースの推進>

- ・平成16年度に行った実態調査での、原材料くずの発生量及び再生利用状況は、以下のとおり。
◇原材料くずの発生率
ふとん生地:1.4%、詰めもの:3.8%
◇詰めものの原材料くずの再生利用率:75.7%

<リデュースの推進>

- ・平成15年度に行った「ふとん回収実験」において、ふとんのリサイクルに関する消費者の動向が把握できたため、その結果をふとんメーカー等に提示し、ふとんリサイクルに対する各社の意向調査を行った。
- ・その他、ふとんの下取りの実施状況及び回収量、処理方法等に関する実態調査など、各種調査を実施。

○今後講じる措置(抜粋)

<リデュースの推進>

- ・製造工程の原材料くずの発生率、詰めものの原材料くずの再生利用率については、引き続き達成状況を維持する。

<リサイクルの推進>

- ・通常の繊維製品と比べ、重量があり、かつかさばるという難点のあるふとんの回収システムの確立に向け、引き続き検討を行う。

<その他>

- ・「繊維製品3R推進会議」において、ふとんのリサイクル等推進アクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。

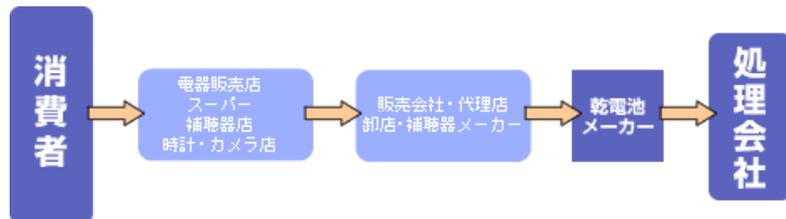
15. 乾電池・ボタン電池

○ガイドラインの概要

○広報・普及活動の促進

- ・乾電池
引き続き自治体を通じた収集・処理についての広報活動を実施する。
- ・ボタン電池
ボタン電池（水銀電池等）の回収促進をはかるため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、ボタン電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・普及活動を行う。

(ボタン電池の回収スキーム図)



○取組の進捗状況(抜粋)

○広報・啓発活動の促進

- ・乾電池
電池工業会HP等を通じて適正な処理についての広報を行っているところ。
- ・ボタン電池
平成17年は、6,000箱の回収箱を作成し、ボタン電池使用機器の販売店等に配布した。また、(社)電池工業会のHP上においても回収促進のためのPRを実施しているところ。

○今後講じる措置(抜粋)

<広報・啓発活動の促進>

今後も適正処理・回収促進のために広報・啓発活動を行う。

16. 小形二次電池等

○ガイドラインの概要

1. 回収量の確保

回収量の確保を図るため、回収システムの整備及び広報・啓発活動を積極的に推進する。

2. 回収システムの整備

- ①JBRC回収対象外の小形制御弁式(小形シール)鉛蓄電池については、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキームで回収システムの整備及び回収の効率化を進める。
- ②JBRCでは、引き続き事業系回収拠点の拡充・整備を続けるとともに、自治体回収拠点の設置について協力を要請する。

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

- ①小形二次電池4種の分別のための識別色表示を徹底。
- ②種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

- ①機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化等を行う。
- ②リース方式の機器、業務用の機器等における回収システムの構築を検討する。
- ③設計・製造での取組状況及び効果を公表等。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 再資源化率(平成17年度実績)

〈有限責任中間法人JBRC、電池工業会〉

小形制御弁式鉛蓄電池 **51%** ニカド電池 **73%**

ニッケル水素電池 **77%** リチウム二次電池 **58%**

〈モバイル・リサイクル・ネットワーク〉 リチウム二次電池 **65%**

2. 回収システムの整備及び回収量の向上

- ①JBRCでは、従来のリサイクル協力店(電気小売店等)に加え、自転車販売店等を追加し、現在約21,000の登録拠点を確保している。
- ②JBRC会員加入事業者の拡大により、回収システムが強化された。平成18年6月現在239社となっている。

3. 表示の実施及び広報・普及啓発の促進

エコプロダクツ展等各種イベントへの出展及び広報・啓発資料(リサイクルガイド等)の制作等

○今後講じる措置(抜粋)

〈回収システムの整備及び回収率の向上〉

回収拠点の拡充・整備等に引き続き努める。

〈電池負荷の少ない製品開発〉

機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を引き続き開発する。

17. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池

○ガイドラインの概要

1. 広報・啓発活動の促進

- ①製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルート of 拡充に努める。
- ②消費者に対し、販売店等が無償で引き取る体制の構築等について、電池工業会ホームページでの公表、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。

2. リサイクルシステムの検討

自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池を資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し安定的な回収・リサイクルシステムの再構築を図る。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 広報・啓発活動の促進

自動車や自動車用品関連の祭事、見本市等において、現在のリサイクルの取組みについて広報活動を行うとともに、ホームページやパンフレット、業界紙などを通じて広報・啓発活動を実施しているところ。

2. リサイクルシステムの検討

産業構造審議会及び中央環境審議会に設置された検討会(専門委員会)での検討を経て取りまとめられた報告書に基づき、現在、実務構築につき関係業界を交えて検討を実施しているところ。

- ・準備組織として有限責任中間法人鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)を設置
- ・SBRAを事務局として、リサイクルシステムの実務検討に向けて関連する他業界を組織したワーキンググループ及び三つの研究会を設置。
- ・これまで、関係業界と調整を図りながら随時、研究会を実施している。

○今後講じる措置(抜粋)

資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定及び廃棄物処理法の広域認定制度を活用して、自動車用及び二輪車用鉛蓄電池の自主回収・再資源化リサイクルシステムの再構築について速やかな実施を目標に継続検討する。

- ・リサイクルシステム実務検討の推進と関係者との調整
- ・システム案の構築・確定と実施スケジュールの作成
- ・上記実施スケジュールに基づく広報普及の実施と関係者説明会の開催
- ・円滑なシステムの開始

18. カセットボンベ

○ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

全国統一した排出・回収方法に向けた全都清との協議と課題の整理。

「使いきってリサイクルへ」を徹底するための廃棄方法の広報。

2. 技術開発

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準作成及び工業会における自主基準化。

3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)

費用負担も含め関係者の役割分担を明確にした残留缶処理・再資源化システムの検討。



○取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

「使いきってから排出」の啓発活動

全国地下鉄窓上啓発ポスター掲出、ホテルレストランへの出展、雑誌掲載、景品付安全啓発キャンペーン、カセットこんろにパンフレット同梱。

2. 技術開発

加温装置(ヒートパネル等)付カセットこんろの性能基準策定。

加温装置付カセットこんろの販売普及促進。

3. 中身残留缶対策

加温装置付カセットこんろの普及を図るとともに、カセットボンベ破砕処理機譲与の提案など中身残留缶の適正処理対策について全都清と協議し、平成18年度4自治体に破砕処理機を先行譲与。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 技術開発及び普及促進

内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準作成及び工業会における自主基準化し、平成19年4月生産分から全数加温装置装着の義務化。

19. エアゾール缶

○ガイドラインの概要

1. 廃棄方法

廃棄方法の課題について解決の検討(中身排出機構の装着導入を推進など)

2. 中身残留缶適正処理対策

費用負担を含め関係者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者処理可能性の検討について、協会、事業者団体、自治体と話し合いを継続的に実施。

3. 広報活動

使いきり方法、排出方法、リサイクル状況の広報。
広報ビデオを作成し、自治体等も対象とした基本知識の広報。

4. 資源リサイクル対応

識別表示の検討。
ガイドラインに基づく製品開発。
エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドラインに基づいた製品開発。

5. 在庫品等の回収

在庫品の事業者回収を進め、安全な処理を図る。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 廃棄方法

(社)全国都市清掃会議と共に、中身排出機構導入を中心とした排出方法の検討。

2. 中身残留缶適正処理対策

(社)全国都市清掃会議と共に、中身排出機構導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした対策の検討。

3. 広報活動

日本エアゾール協会HP広報。広報ビデオ作成、配布。

4. 資源リサイクル対応

小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改正の調整開始。

5. 在庫品等の回収

製造・販売又は充填事業者が処理業者に委託して適正処理。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 安全な収集・処理及びリサイクルのためのシステム構築のための
(社)全国都市清掃会議との意見交換を引き続き実施。

2. 中身排出機構の導入及び処理機の譲与に関する検討を引き続き実施。

< 検討項目 >

- ・中身排出機構の装着導入の推進について
- ・エアゾール缶の廃棄に係る消費者相談窓口の充実について 等

20. 小型ガスボンベ

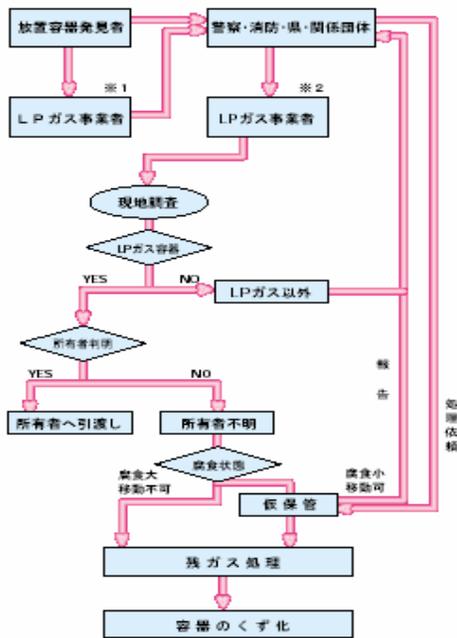
○ガイドラインの概要

広報啓発活動

消費者に対して以下の項目について広報啓発活動を行う。

- ・残留液化石油ガスボンベの廃棄は罰則適用されること
- ・不要小型ガスボンベの購入店へ持ち込むこと
- ・購入店不明な場合は、最寄り店又はLPガス協会等へ連絡すること

放置容器の処理手順



容器の取扱い注意ラベル

容器の取扱い注意ラベル

容器の取扱いについて（ご注意）

○この容器が平素になった場合は、ご購入のLPガス販売店までお持ち下さい。LPガスが残っている容器をゴミとして捨てることは厳禁（ガス保安法）により罰せられます。

○LPガス販売店への連絡先が不明の場合は、製造販売元（LPガス製造者又は製造販売LPガス協会（消費者相談所））へお問い合わせ下さい。

販売店名
住 所
電話番号

容器所有者
住 所
電話番号

（出典）（社）日本液化容器工業会

※1 LPガス事業者とは、LPガスに関わる全ての事業者をいい、例えば、卸売・小売事業者等をいう。

※2 関係団体等から要請のあったLPガス事業者

（出典）日本LPガス団体協議会作成 「所有者不明容器（放置容器を含む）の取扱い基準」

○取組の進捗状況（抜粋）

広報啓発活動

1. 販売業者に対して以下の協力要請

①容器の取扱いシールの添付

②消費者から容器の廃棄を依頼された場合、受け取り適正処理

2. 不要になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレット配付、新聞広告等により広報を実施

（周知リーフレット：約800万枚配布 新聞広告：約80回掲載）

○今後講じる措置（抜粋）

広報啓発活動

引き続き、販売事業者及び消費者に対し、広報啓発活動を行う。

21. 消火器

○ガイドラインの概要

1. 回収・リサイクル体制の整備

- 平成18年度の回収率目標60%
(不用消火器発生見込み数に対する日本消火器工業会回収率)
- 平成12年度当初約40%であった消火器1本当たりの再資源化率が、粉末消火薬剤及び消火器の部品に係るリサイクル技術を確立したことにより100%近くに上昇

2. 不法投棄対策に係る協力

- 処理マニュアルの作成・配付
- 地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理等の推進

○取組の進捗状況(抜粋)

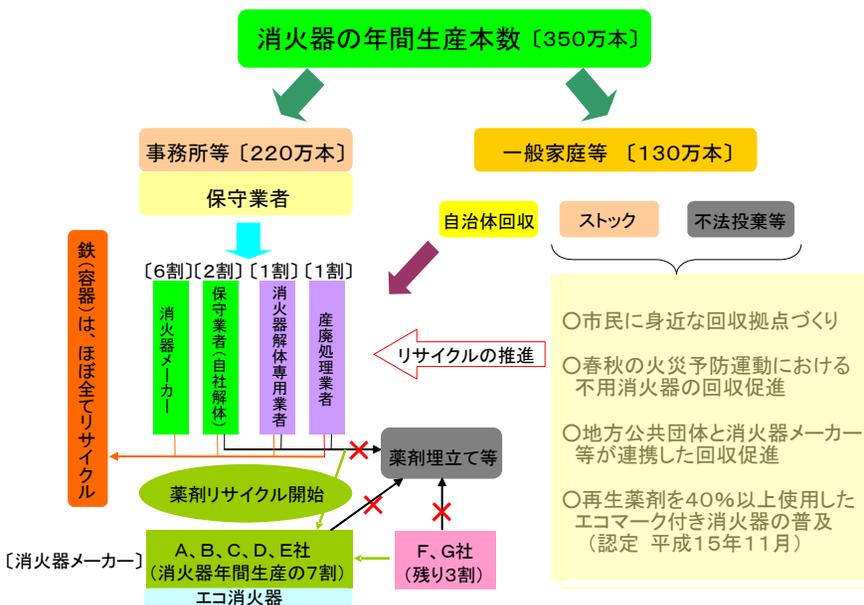
1. 回収・リサイクル体制の整備

- 回収率:平成17年度 **48%** ← 平成12年度 27%
- 平成17年度には、廃掃法に基づく一般廃棄物の広域認定制度の対象品目に廃消火器が追加
- 現在、消火器メーカー3社が広域認定を取得済み、今後、他の消火器メーカー4社についても申請を行う予定

2. 不法投棄対策に係る協力

- 処理マニュアルを作成・配布
- 地方公共団体からの処分依頼時の製造事業者による回収・処理

消火器の回収とリサイクルのフロー



○今後講じる措置(抜粋)

- 全ての消火器メーカーにおいて、廃掃法に基づく一般廃棄物の広域認定を取得した後に工業会と調整を図りながら、回収率の向上を目指す。
- また、エコマーク消火器の普及やグリーン調達制度の活用についてもあわせて推進する。

22. ぱちんこ遊技機等

○ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

- ①製品アセスメントの実施
- ②取組状況・効果の公表
- ③修理機会の長期提供のため部品の共通・標準化
- ④使用材料の種類削減、鉛使用料の削減
- ⑤使用材料名を統一した方法で表示

2. マテリアルリサイクル目標

平成13年度 **35%**、平成17年度 **55%**、平成19年度 **75%**

3. 流通・廃棄段階における対策

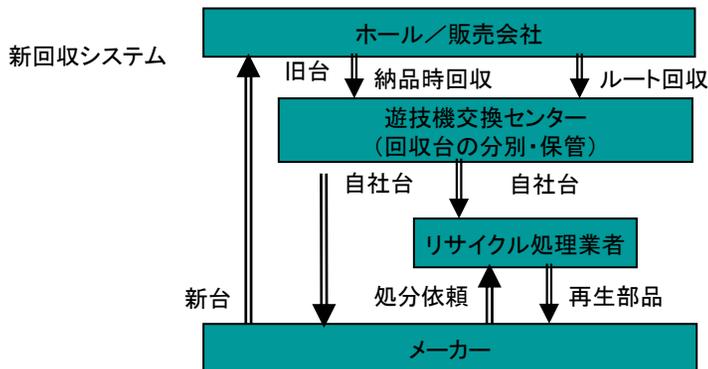
回収・リサイクルシステムを全国エリアで稼働、回収拠点の整備・拡充。

4. 技術開発の推進

処理の容易化、再資源化、シュレッダーダスト減容化、不正防止規制を踏まえ部品リユースに関する技術開発。

5. 広報啓発活動

適正処理の啓発指導、業界のリサイクル取組状況の広報。



○取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階における配慮

- ①ABS樹脂、合板の減量化、枠用部品点数等を削減。
- ②樹脂の種類及び鉛等環境負荷物質の使用量の調査を実施。
- ③重量が100g以上の樹脂製部品については材料表示を実施中。
100g以下のものについても可能な限り表示。

2. マテリアルリサイクル

	ぱちんこ遊技機	回胴遊技機
平成13年度実績	41.4%	—
平成14年度実績	51.9%	62.8%
平成15年度実績	63.6%	64.7%
平成16年度実績	74.4%	69.1%
平成17年度実績	82.3%	87.3%

3. 流通・廃棄段階対策

平成15年10月から東京都でブロック別回収拠点で製造事業者に引き渡される回収システムを立ち上げ、現在はエリアを全国に拡大。

4. 技術開発の推進

業界広報誌又は展示会等を通じたリサイクル取組状況の広報を実施。

5. 広報啓発活動

一部の部品について、リユース体制の整備等を実施。

○今後講じる措置(抜粋)

- ・遊戯球による回胴式遊技機の回収も開始。
- ・回収システムによる離島からの回収への取組。
- ・回収システムによる回収率向上のため、回収拠点の整備・拡充を進める。
- ・処理の容易化、再資源化、シュレッダーダスト減容化、部品リユースに関する技術開発の推進。

23. パーソナルコンピュータ 及び周辺機器

○ガイドラインの概要

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

- ①環境設計アセスメントの実施・実施状況の広報
- ②プラスチック等のリサイクル対策推進
- ③要管理物質使用削減の自主的取組

2. 廃棄段階対策

- ①事業系及び家庭系ルート of 整備
- ②平成17年度自主目標 **資源再利用率60%**

3. 技術開発

素材・構造・処理方法等の技術開発

4. 広報・普及活動

長期使用・再資源化及び家庭系パソコンの回収・再資源化のPR推進

5. リデュース取組

アップグレードなどの取組推進

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 3Rへの設計・製造段階での配慮

- ①パソコン及び周辺機器主要メーカー全社が3R設計ガイドライン適用アセスメントの実施状況及び効果をJEITAのホームページで公表
PCグリーンラベル制度適合機種11社1776機種(PC)

2. 廃棄段階対策

- ①事業系パソコンの回収・再資源化

17年度実績(JEITA加盟44社)	回収台数	再資源化率
デスクトップパソコン	239,250台	75.5%
ノートブックパソコン	147,844台	54.3%
CRTディスプレイ	218,683台	77.9%
LCDディスプレイ	66,357台	68.2%

デスクトップ型本体+CRTディスプレイの資源再利用率76.9%

- ②家庭系パソコンの回収・再資源化

回収台数(JEITA加盟44社)

デスクトップパソコン	125,299台
ノートブックパソコン	44,215台
CRTディスプレイ	131,140台
LCDディスプレイ	30,932台

再資源化率 品目別再資源化率は事業系と同じ

3. 広報・普及活動

家庭系パソコン回収開始に際し、ポスター、パンフレット、雑誌広告等でPRを推進

○今後講じる措置(抜粋)

<環境設計アセスメント等の基準見直し>

国際標準の動向を踏まえて環境設計アセスメントガイドラインの見直しを検討

<3Rへの設計・製造段階での配慮>

PCグリーンラベル基準の見直し

<廃棄段階対策>

CRT/LCDモニタのガラス再資源化処理の検討

<広報・普及活動>

子供向パンフレットの作成、環境関連展示会への出展

24. 複写機

○ガイドラインの概要

1. 3R対策推進

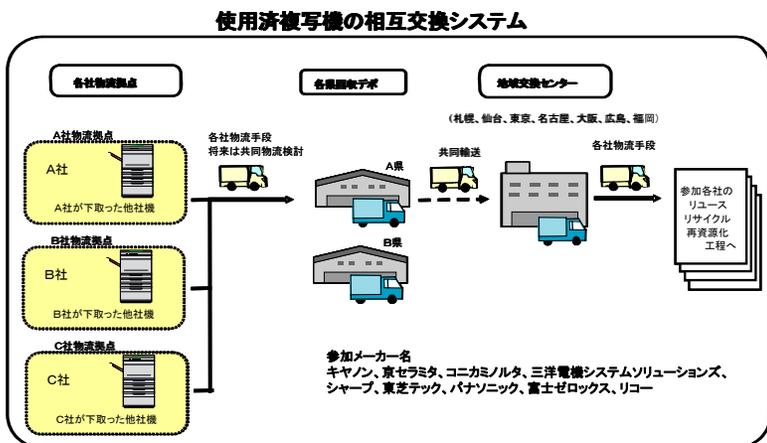
- ①「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づく3R設計、リサイクル材・リユース部品利用、要管理物質の使用削減に取り組む。
- ②新規開発製品の要管理物質(6物質)を2006年度中に全廃を目指す。また、リユース製品についても部品・材料の代替を進め、2010年度中に全廃を目指す。
(注：全廃とはEUのRoHS指令に適合することをいう)
- ③製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドラインの見直しの実施

2. 使用済複写機の相互交換システムの拡大

各府県所在地の回収デポ設置

3. 取組の公表

リユース・リサイクルに関する取組状況の公表



- ・参加メーカー各社が、販売段階で下取りを行い、回収した使用済複写機のうち、他社機を本システムによりリユース、リサイクルを促進する。
- ・全国各府県に回収デポを設置し、そこから地域交換センターまでの搬送を共同化している
- ・全国7カ所に地域交換センターを設置し、迅速に交換を行う

(社)ビジネス機械・情報システム産業協会

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 3R対策推進

- ①ガイドラインに基づき、全事業者において3R設計を実施。
再生プラスチック使用量2,600t、部品リユース量2,530tと着実な成果を上げている(2004年度実績値)。
- ②2物質(PBB, PBDE)は全社全廃達成。全廃未対応4物質(Cd, Hg, Pb, Cr-VI)は順調に削減が進んでおり2006年度中に全廃見込み
- ③「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」の全面的見直しを行い「製品アセスメントマニュアル作成のための3R設計ガイドライン」として2006年7月に発行。

2. 使用済複写機の相互交換システムの拡大

- ①全国7ヶ所の交換センター、各府県所在地の回収デポ設置完了
- ②月約8,500台の交換実績で運用定着した。

3. 取組の公表

各社にてホームページ、環境報告書、製品カタログ等にて公開

○今後講じる予定の措置

1. 3R対策推進

- ①3R推進の実態調査を7月に実施。集計・分析を行い、12月に報告書発行予定。
- ②製品に含有するレアメタル含有情報の実態把握について検討を行う。
- ③全廃未対応4物質についても全廃活動を継続する。

2. 使用済複写機の相互交換システムの拡大

回収機収集のさらなる効率向上のため、四国地域を対象として、共同回収システムを検討する

3. 取組の公表

各社にて環境報告書、HPなどで公表する。

25. ガス・石油機器

○ガイドラインの概要

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

- ①製品アセスメントの実施
- ②取組状況及び効果について公表

2. 修理の機会の提供

長期間使用促進のため、修理の機会の確保など具体的な方策を検討

3. 回収・リサイクルシステムの推進

「設備機器」について、市場におけるリサイクル実態を把握するための「定点観測システム」調査を継続実施

○取組の進捗状況(抜粋)

1. リデュース・リサイクルの設計・製造への配慮

- ①ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と成果調査
- ②工業会HP掲載

2. 修理の機会の提供

修理相談窓口等の集中化、修理受けの土日対応を実施

3. 回収・リサイクルシステムの推進

<設備機器>

販売台数・引取り(回収)台数・処理業者への委託状況等に関する実態調査の実施

<非設備機器>

廃棄時の残油・乾電池抜き取りに関する啓発事業の展開

全国の自治体の処理状況を把握するためのアンケート調査の実施並びに自治体との意見交換の実施

ガス・石油機器の回収フロー (平成11年調査、単位：千トン)



(以上出典) (社)日本ガス石油機器工業会

○今後講じる措置(抜粋)

1. リデュース・リサイクルの設計・製造での配慮

「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を見直し改訂する。

26. 繊維製品

○ガイドラインの概要

1. 回収リサイクルシステムの構築

「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取組の促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。

2. 廃棄物減量化のための対策

繊維製品サプライチェーンにおける情報技術の活用により、生産・流通の効率化を通じ、中間・最終製品の不良在庫の削減等を図る。

3. 易リサイクル・用途拡大のための技術開発

繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。

4. 連携によるリユース・リサイクルの推進

- 一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築を行う。
- PETフレークの利用を一層促進する。

5. 広報・啓発活動の促進

- リサイクル製品の普及・啓発活動を実施する。
- 消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について、普及啓発を図る。

○取組の進捗状況(抜粋)

<回収リサイクルシステムの構築>

- 繊維製品のリサイクルの重要な手段のひとつであるウエスについて、現在の利用実態の調査を行うのと同時に、需要拡大方策の検討を実施した。
- 平成14年度に当省委託による使用済み衣料品の回収実験を実施した百貨店は、15年度に引き続き、16年度も自主的にスーツの回収に取り組んでいる。
- 日本古着小売業協同組合にて、ホームページを開設。また、組合員外も対象とした業界初の「情報交換会」を開催して業界内の意見収集を行い、国内市場が順調に拡大していること及び問題点を確認した。さらに、現状把握のために、故繊維業者へのアンケートを実施した。

<連携によるリユース・リサイクルの推進>

- 中古衣料の輸入禁止国である中華人民共和国に対し、禁輸解除の働きかけを継続的に行っている。
- 日本繊維屑輸出組合において、中古衣料の海外マーケット拡充のため、インドネシアにミッションを派遣した。

<広報・啓発活動の促進>

- 日本化学繊維協会として「エコプロダクツ2005」に出展し、化合繊維業界の環境問題やリサイクルへの取組を紹介した。

○今後講じる措置(抜粋)

- 「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを行い、進捗状況の把握及び公表に努める。
- web等を通じて業界内にて情報の共有を図るとともに、繊維リサイクル率の向上を目指して、意見収集と情報提供を行う。

27. 潤滑油

○ガイドラインの概要

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

関係業界団体の連携を推進し、潤滑油ユーザー等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る広報・啓発活動を推進。

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

塩素系潤滑油について、技術代替性がないものを除き、非塩素系潤滑油の製造、使用転換に向けた取組及び塩素系潤滑油の技術代替等を推進。

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取り組みを継続。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 連携強化及び広報、啓発活動等の拡充

- 潤滑油ユーザー等に対する広報・啓発活動として、
 - ・潤滑油リサイクル全般に関するハンドブックを作成・配布。(平成15年度～)
 - ・使用済潤滑油の分別回収を促進のパンフレット・ポスターを作成・配布。(平成14・15・16・17年度 改訂)
 - ・非塩素系潤滑油への使用転換に向けたリーフレットを作成、配布。(平成15年度～)

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

- ・関係業界団体を中心に、潤滑油製造事業者へ非塩素系潤滑油の製造拡大を依頼、潤滑油ユーザー等への使用協力依頼を推進。
- ・金属加工油を中心とした国内生産量調査を毎年実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。

＜塩素系金属加工油 国内生産量の推移＞

H10年度68千kl	H11年度60千kl	H12年度49千kl
H13年度35千kl	H14年度31千kl	H15年度27千kl
H16年度21千kl		

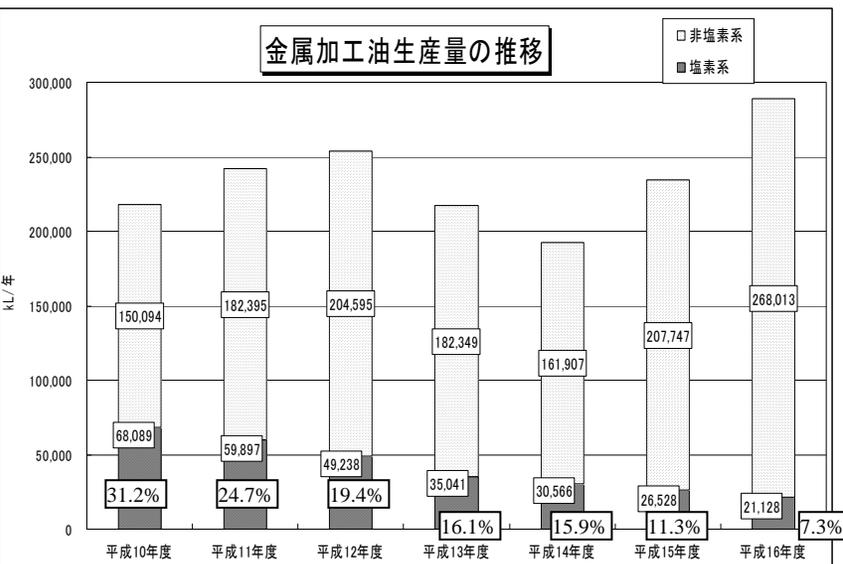
3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別できるように平成13年度から塩素系潤滑油容器へラベル貼付を実施。

○今後講じる措置(抜粋)

- ・潤滑油ユーザー調査による使用済み潤滑油の処理実態の明確化、パンフレット等による分別回収、非塩素系潤滑油への転換の推進を引き続き実施。
- ・非塩素系潤滑油の製造事業者の情報をインターネット等により公表・普及。
- ・表示ラベル貼付の実態調査を実施し、未貼付企業に対して協力を要請。
- ・使用済み潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。

金属加工油生産量の推移



28. 電線

○ガイドラインの概要

1. 回収促進のための措置

- ①機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車、建築用電線等のリサイクル推進活動への協力方法を検討。
- ②シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術の実用化に向けた検討。

2. リサイクル促進のための措置

- ①電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討。
- ②電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCA的観点から環境影響低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。
- ③リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討。
- ④廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術について実用化検討を行う。

○取組の進捗状況（抜粋）

1. 回収促進のための措置

- ①電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めた電線リサイクルに対する意見交換会を開催。
- ②電線ユーザー業界（自動車、家電）における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施。

2. リサイクル促進のための措置

<平成14年度>

- ①被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を実施。
- ②自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実態を調査。

<平成15年度>

- ①廃電線が主たる発生源となる銅系スクラップについて現行のJ I S（銅系スクラップ等分類基準）の問題点を抽出し、将来のJ I S改正に際しての改正の方向性を検討。

<平成16年度>

- ①上記J I S改訂原案を作成し、上申。（平成18年2月改正）
- ②廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査開始。

<平成17年度>

- ①鉛除去技術の前年度調査を踏まえ実用化に向けた実験、検討を実施。
- ②電線ケーブルの3 R化検討のため「3 Rシステム化可能性調査研究」を行い、廃電線の実態、リサイクルしやすい電線・ケーブルを検討。

○今後講じる措置（抜粋）

1. 回収促進のための措置

廃電線、リサイクル率向上策の具体項目として以下を追加

- ①選別・分別技術の確立、実用化（J E C T E C）
- ②材質表示の実施（例：P E / P V C等の表示）
- ③ビニール中鉛の除去技術の確立（J E C T E C）

2. リサイクル促進のための措置

材料中の鉛除去技術の課題及び実用化について引き続き調査・検討。

29. 建設資材

○ガイドラインの概要

1. 木質系建材

- ①第二次環境宣言達成に向けた努力
 - ・廃棄物の減量化
10%(2004年基準で2010年迄)
 - ・建設解体廃木材の利用率向上:62%

2. 窯業系建材

- ①副生石膏と回収石膏の石膏原料利用率:約60%の維持・向上(石膏ボード)
- ②外壁の耐久性向上のための指導等の実施(窯業系サイディング)
- ③広域再生利用指定制度等による回収リサイクル(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル、グラスウール、ロックウール)

3. プラスチック建材

- ①マテリアルリサイクル率目標:H22年度70%を達成するため、受入拠点の拡充等を実施(塩ビ管・継手)
- ②リサイクルに向け、他業界を交えて意見交換を実施(塩ビサッシ)
- ③リサイクルの対象拡大(塩ビ製雨樋、塩ビ製壁紙)

4. 金属系建材

- ①易リサイクル化に向けた検討(金属系外装材)
- ②難解体性建材のリサイクルに向け調査研究実施(アルミ建材)

5. その他(畳)

- ①廃材の原料投入への検討

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 木質系建材

- ①廃棄物の減量化:51.9%低減(1998年基準で2005年実績)
- ②建設解体廃木材の利用率向上:61.0%(2005年実績)

2. 窯業系建材

- ①ガラスくずの原料投入率が87.6%(H17年度実績)で過去最大(グラスウール)
- ②易解体が可能な乾式工法普及率がほぼ100%達成(ALCパネル)
- ③工法等施工面から長寿命化に向けた取組みとその普及(窯業系サイディング)
- ④広域再生利用指定制度等による回収リサイクルを推進(石膏ボード、窯業系サイディング、ALCパネル等)

3. プラスチック建材

- ①様々な取組の結果、マテリアルリサイクル率は60.5%まで向上(平成17年度実績(塩ビ管・継手))
- ②リサイクル実験を踏まえて、具体的なリサイクルシステムモデルの検討(塩ビサッシ)
- ③廃材の他用途向け(化学原料)実験に着手(塩ビ壁紙)

4. 金属系建材

- ①難解体性建材の破砕実験の実施(アルミ建材)

5. その他(畳)

- ①廃材の原料投入への実施及び端材回収

○今後講じる措置(抜粋)

1. 木質系建材

- ①第二次環境宣言の達成に向け、努力していく

2. 窯業系建材

- ①製品の長寿命化等へ向け、施工技術者に対する講習会や実技教育を推進する(窯業系サイディング)
- ②認定制度等を活用し、より良いリサイクルシステムの構築を目指す(窯業系サイディング、グラスウール他)

3. プラスチック建材

- ①リサイクル目標率達成に向け、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充等を実施(塩ビ管・継手)
- ②リサイクルモデルの運用開始に向け、取り組んでいく(塩ビサッシ)
- ③長寿命化製品や易リサイクル製品の投入(塩ビサッシ、塩ビ床材、塩ビ壁紙)

4. 金属系建材

- ①金属と芯材を分離しない方法で、リサイクルのシミュレーションを実施(金属サイディング)

5. その他(畳)

- ①廃材の原料投入への検討

30. 浴槽及び浴室ユニット

○ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。各事業者において、このマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。
2. 各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。
3. 委員会会員会社において分別の為の表示方法及び解体時の部品取り外し方法の情報提供の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。

*浴室ユニットに組み込む部品のうち、水栓金具・シャワーホース・換気扇・照明器具・バステレビ・バスオーディオ・窓等については、該当する業界団体においてアセスメントを推進・検討中である。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 平成17年12月、浴室ユニット「製品アセスメントマニュアル」第三版を作成。
2. 平成16年11月、浴室ユニット製品アセスメント実施のための判断基準を統一化。
3. 平成16年度アセスメント実施状況調査を実施、平成17年7月「浴室ユニット3R事例集(第二版)」として発行。平成17年度製品アセスメント実施状況調査を実施、取りまとめ。
4. キッチン・バス工業会ホームページ及び浴室ユニット工業会ホームページに各種情報を掲載。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 平成17年度3R事例調査を実施、現在取りまとめ中。
2. 資源有効利用促進、廃棄時材料確認等のための材料情報の内容及び提供方法につき継続的に検討。

31. システムキッチン

○ガイドラインの概要

1. 3R配慮設計推進のため、「システムキッチン・浴室ユニット製品アセスメント普及資料」をとりまとめ、各事業者において製品アセスメントを実施する。また、取組状況・効果について、会報・ホームページ等で公表する。
 2. 資源の有効な利用を促進するための表示方法について、業界指針により表示の推進を図る。
- * 組み込み機器、木質材料については、適用除外とする。

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 人造(人工)大理石天板のより具体的な材質表示方法(例)を作成、平成17年10月1日より実施、会員配布・工業会ホームページ公表。天板材質表示関連調査を実施。
2. システムキッチン「製品アセスメントマニュアル(第二版)」を平成17年12月に発行。
3. システムキッチンのリサイクル容易設計に資するため、「システムキッチン3R事例集(第二版)」を平成18年6月に発行、会員配布・工業会ホームページ公表。
4. 平成17年度の製品アセスメント実施状況調査を実施、平成18年8月工業会ホームページ公表。

○今後講じる措置(抜粋)

1. 平成18年4月発行の「システムキッチン3R事例集(第二版)」の充実を図るため新たな事例収集を実施。
2. 天板・シンク一体化の人造(人工)大理石天板について、材質表示のあり方を検討。

32. 携帯電話・PHS

○ガイドラインの概要

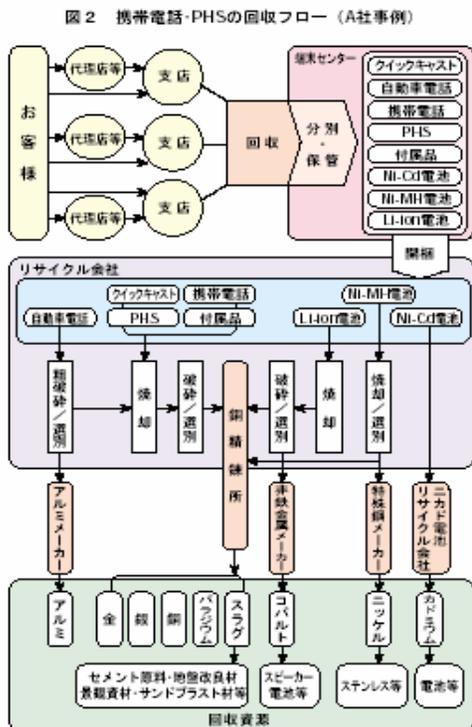
1. 使用済端末の回収・リサイクル

- ①専売店約8,700店舗における回収の実施
- ②無償回収実施店舗を示す統一ステッカーの表示
- ③認知度向上に向けた積極的な周知・啓発活動
- ④適切な個人情報保護施策の推進
- ⑤2次利用が高まっている実態調査結果を基に、回収・リサイクル目標値に相応しい指標と算出方法について平成18年度を目途に検討する。

2. 製品環境アセスメントの実施

3. 小形二次電池使用機器としての取組

- ①取り外しの容易化、機器本体及び説明書への小形二次電池使用機器であることの表示の徹底
- ②電池負荷の少ない製品開発
- ③設計・製造での取組状況を公表する方策検討



○取組の進捗状況（抜粋）

1. 使用済端末の回収・リサイクル

平成17年度実績「モバイル・リサイクル・ネットワーク(MRN)」

	(回収台数)	(回収重量)
本体	7,444千台	662t
電池	6,575千台	132t
充電器	3,587千台	259t

回収店舗は、約9,300店舗(H18.3月時点)に拡大

2. 製品アセスメントの実施

製品環境アセスメントガイドライン(H16.2月第2版)の全項目を実施し、3Rを積極的に取り組んだ成果を確認し、WEB上でその主要項目の進捗状況を公表した。

3. 小形二次電池使用機器としての取組

製品環境アセスメントガイドライン(H16.2月第2版)に基づき、取り外し容易化、省電力化を考慮した製品設計の成果を製品アセスメント評価項目で確認できた。

○今後講じる措置（抜粋）

1. 使用済端末の回収・リサイクル

- ①MRNの認知度向上を更に図るために、自治体等にも周知協力の要請を推進する。
- ②最近、端末機能の高度化による使用済端末の2次利用が高まっているので、リサイクル処理状況を勘案しながら、回収・リサイクル目標値として相応しい指標及び算出方法について、平成18年を目途に策定する。

2. 製品環境アセスメントの実施

3. 小形二次電池使用機器としての取組

設計・製造での取組状況を製品環境アセスメントの評価報告の中に盛り込んで、平成18年度を目途として公表する。

33. 蛍光管等

○ガイドラインの概要

1. 「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成14年7月改正)に基づいた製品アセスメントを実施

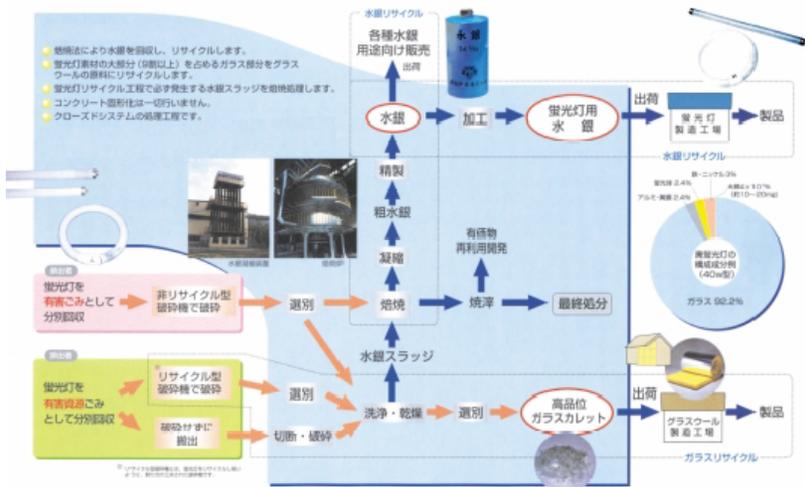
- ・3Rに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小形化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ①(社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。
- ②リサイクル事業者に対して製造者の立場からの情報を提供する。

3. 小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する

図2 廃蛍光管リサイクルフロー (A社事例)



○取組の進捗状況(抜粋)

1. 製品アセスメントの推進

- ・電球形蛍光ランプの大きさを白熱電球と同等に小型化
- ・普及率の高い従来形の環形蛍光ランプ3品種も寿命延長
平成18年9月に 9,000時間→12,000時間

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・廃蛍光ランプの取り扱いに関する問い合わせに適正に対応するとともに自治体・大学及び非営利団体での蛍光ランプの回収リサイクルに関する研究会並びに啓発活動に参画して、製造業者の立場からの協力支援を実施(平成17年末～)

3. 省エネルギー化の促進

- ・電球形蛍光ランプの品種拡充を背景に、この省電力光源の普及促進のPR活動を実施

○今後講じる措置(抜粋)

1. 技術・製造面での開発

- ・水銀を始めとする代替材料が困難な要管理物質の使用量制限のガイドライン作成に取り組む。
- ・小形・高効率化、長寿命化開発を引き続き継続する。

2. 自治体による回収・リサイクルの支援等

- ・自治体、処理業者及び一般使用者からの問い合わせに継続対応するとともに必要に応じてQ&Aのレベルアップ改正を行う。

3. 省エネルギー化の促進

- ・「あかりの日」(10月21日)の行事を主体として、高効率・長寿命を特長とした電球形蛍光ランプや高周波専用形蛍光ランプの有用性を一層PRして その普及促進に努める。

34. 自動販売機

○ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

- ①平成9年8月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントガイドライン」(平成16年3月最終改正。)に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進する。また、リデュース・リユースに配慮した機器設計を行うため、同ガイドラインの見直しを検討する。
- ②リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性の向上等を推進する。
- ③プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。
- ④日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理を引続き推進する。

2. 技術開発の推進

使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界の協力の下に、リユース・リサイクルの促進に繋がる様な技術開発を推進する。

3. 取組の公表

業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者へ啓発・PRを行う。

○取組の進捗状況(抜粋)

- ①自販機メーカー各社の平成17年度の開発製品における製品アセスメント実施状況を調査した。
- ②日本自動販売機工業会技術委員会製品アセスメントWGにおける検討の結果、オーバーホール時における使用済部品リユースに関する取り組みを進めることとした。
- ③製品設計時に配慮すべきアップグレード性、部品の交換用容易性について検討中。
- ④主要プラスチック製部品(電照版等)を効率的にマテリアルリサイクルさせるため、製品アセスメントガイドラインに分解容易性等の評価項目を入れた。

○今後講じる措置(抜粋)

- ①製品アセスメント実施状況を工業会ホームページに公開する。
- ②ライフサイクルオプションを実現する製品づくりを浸透させ、また、開発者の3Rに対する認識が高まるように、製品設計時に考慮すべきライフサイクルオプションの適用条件等を製品アセスメントガイドラインに追加する。
- ③主要プラスチックの材質表示の徹底と取り出し容易性(分解容易性)、洗浄容易性などをガイドラインに示しリサイクルの促進を図っているが、その成果を評価する方法を検討する。
- ④製品アセスメントガイドラインで示されている、環境影響化学物質の各社指定物質を集計し、工業会として要管理物質を定めて使用状況を把握する。

35. レンズ付きフィルム

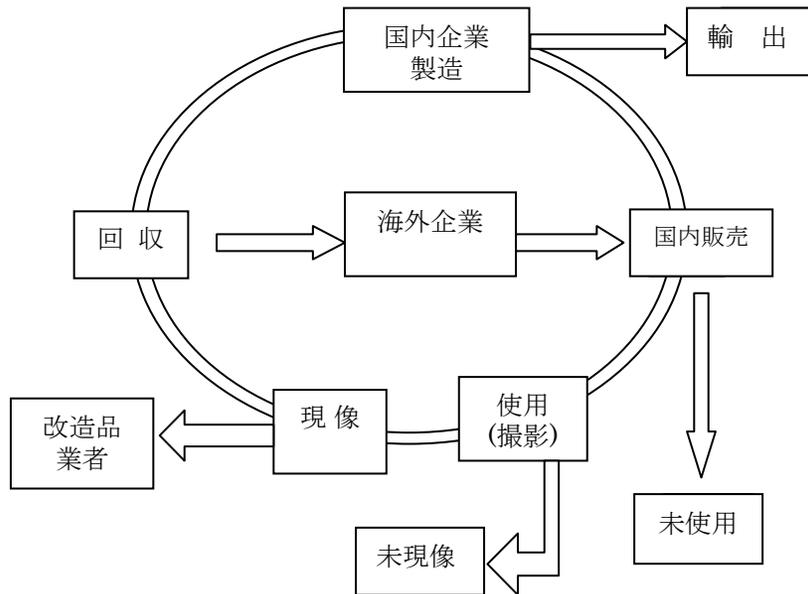
○ガイドラインの概要

1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進

リユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。

2. 回収の促進

現像所等の協力者を増加させ、より確実なシステムを構築する。



リサイクルシステムのスキーム図

○取組の進捗状況(抜粋)

1. 回収キャンペーンの実施

- (1)登録店に対しては、メーカーが分別手数料を支払うなどの店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施。
- (2)メーカー間の交換プログラムの交換実施。

2. 各種啓発活動

- (1)外装容器へリサイクルシステム説明を記載(平成15年度～)。
- (2)写真業界誌に協力要請文掲載。
- (3)学校教育等。

3. 設計面でのアセスメントの実施

- (1)易分解構造設計・環境配慮設計。
- (2)使用材料の統一(共通部品化)。
- (3)省資源設計(コンパクト化)。
(具体例)
 - ・リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解。
 - ・ユニット化。
 - ・ボディ組立には、ネジや接着剤を使用していない。
- (4)リユース部品率のアップ、リサイクル材料の製品への再投入率のアップ

4. 詰替え品への対応

- (1)現像戻り詰替え品の調査(平成15、17年)。
- (2)詰め替え業者に対する法的措置(個別企業にて対応。平成15、16年に事例有)。
- (3)外装容器に「エコリーフ」タイプⅢの公開、「日本製」の記載(平成14年3月より開始)。

○今後講じる措置(抜粋)

ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。